

京都市左京区総合庁舎整備等事業
入札説明書等に関する正誤表

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	修正・変更前	修正・変更後
1	入札説明書	21	5	7				財務書類の提出	SPCは、毎事業年度当該事業年度の財務書類(会社法第435条第2項に規定する計算書類)を作成し、会計監査人又は監査役による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3箇月以内に本市に提出するものとする。	SPCは、毎事業年度当該事業年度の財務書類(会社法第435条第2項に規定する計算書類)を作成し、 会計監査人及び監査役 による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3箇月以内に本市に提出するものとする。
2	契約書(案)	5	1					第9条3項	乙は、第1項の規定により同項第5号に掲げる保証を付すときは、甲を被保険者とする保険契約を締結し、この契約締結後速やかにその履行保証保険に係る保険証券を甲に提出し、又は建設担当者をして、被保険者を甲又は乙とする履行保証保険契約を締結し、被保険者が乙である場合には、甲に対し、その保険金支払請求権に第69第1項第1号の規定による違約金の支払債務を被担保債務とする質権を設定し、当該保険証券を甲に提出しなければならない。この場合において、質権設定の費用は、乙の負担とする。	乙は、第1項の規定により同項第5号に掲げる保証を付すときは、甲を被保険者とする保険契約を締結し、この契約締結後速やかにその履行保証保険に係る保険証券を甲に提出し、又は建設担当者をして、被保険者を甲又は乙とする履行保証保険契約を締結し、被保険者が乙である場合には、甲に対し、その保険金支払請求権に 第70条 第1項第1号の規定による違約金の支払債務を被担保債務とする質権を設定し、当該保険証券を甲に提出しなければならない。この場合において、質権設定の費用は、乙の負担とする。
3	契約書(案)	14	3	2				第32項3項	前2項の規定による工期の変更に伴い引渡予定日が変更される場合においても、第62条に規定するこの契約の期間満了の日は、変更されないものとする。	前2項の規定による工期の変更に伴い引渡予定日が変更される場合においても、 第63条 に規定するこの契約の期間満了の日は、変更されないものとする。